

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

平成 2 4 年（行サ）第 7 8 号 公文書不開示処分取消等請求上告事件

控 訴 人 宮 部 龍 彦
被 控 訴 人 滋 賀 県
上 告 理 由 書

最高裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

第 1 上告の理由

1 憲法の違反（民事訴訟法 3 1 2 条 1 項関係）

(1) 憲法 2 1 条の違反

原判決は県の事務事業の遂行を保護するための滋賀県情報公開条例 6 条 6 号を理由として同和地区の場所を特定する情報を非公開とした。ここでいう県の事務事業とは、原判決が引用する第一審判決の 2 5 頁から 2 6 頁で述べられている通り、同和問題の解決であって、そのために同和地区の場所の情報の流布を防止することであるとしている。これは、単に情報を公開しないだけにとどまらず、積極的に情報の流布を防止することを認めたものである。

これでは、多くの人は同和地区の場所を特定するような議論を声を潜めてせざるを得ないし、特定の同和地区名を挙げる必要のある問題提起や政策の提案に対して行政が回答することを期待できない。

現に同和対策地域総合センターは地方自治法 2 4 4 条各号により特に公明正大に扱われなければならない公の施設であり、その対象地域が同和地区なのであるから、施設に関わる政策の議論には同和地区の場所の特定が欠かせない。それだけでなく、原判決が公開を命じた同和対策地域総合センターの名称及び所在地は、原判決 5 頁が述べている通り「それ自体において又は他の情報を加えることにより、特定の地域が同和地区

であることを特定し得る情報とはいえる」もので、事実として同和地区の場所は誰にでも特定し得るのである。

事実として行政の政策と密接な関わりがあり、誰でも知ることができる情報について口を閉ざすことを国民に求めることを事務事業として認めることは、法制度や政策に関する議論を行政が積極的に阻害することを認めるもので、憲法 21 条の各項に反する。

(2) 憲法 23 条の違反

同和地区の場所の情報は、ある地域がどのような歴史を持っているか、例えば近代には穢多村として扱われ、昭和から平成にかけて同和対策事業という福祉政策の対象となったという事実そのものである。

同和地区に限らず、漠然とした範囲の、ある地域の歴史が個人の人格に結びつくかのようにとらえて、そのことを理由に行政が情報の流通を制限することを許せば、歴史や福祉政策についての研究の自由や成果の発表を阻害し、憲法 23 条に反する。

2 全く同一の情報を一方は公開情報とし他方を非公開情報とした理由の不備（民事訴訟法 312 条 2 項 6 号関係）

原判決は「同和対策地域総合センター要覧の「目次」部分（最初の 2 行を除く。）及び本文 1, 2 頁の「同和対策地域総合センター一覧表」の「センター名」、「電話」、「郵便番号」（1, 3, 4 及び 7 行目）及び「所在地」の各欄を非公開として部分を取り消す」とし、その部分の公開を被控訴人に義務付けた。

しかし、原判決が引用する第一審判決第 5 第 1 項（3）ウ（ウ）（18 から 20 頁）にある通り、前記と同一の情報は同和対策地域総合センター要覧の全体にわたって記載されているのに、「目次」と「同和対策地域総合センター一覧表」の部分だけに公開を限定した理由が判決書に記載されていない。

なお、原判決 5 頁の 2, 3 行目の「利用対象地域の位置情報（類型工）（本件要覧の前記（1）及び本件目次及び一覧表部分以外の非開示部分の記載情

報)」は「センターなどの名称（センター等の名称を冠する委員会名，役職名を含む。），住所等（類型ウ）（本件要覧の前記（１）及び本件目次及び一覧表部分以外の非開示部分の記載情報）」の誤りと考えられるが，この点を訂正しても前記の理由不備は解消されるものではない。

付 属 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1 上告理由書副本 | 7通 |
|-----------|----|